

○財務省告示第二百四十二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年七月十四日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月七日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百六十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入
札であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	入 札 発 競 I 加 場 行 争	の
面	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
金	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
千		万	四	二	額		価
万		六	千	兆	千		格
円		千	七	二	面		競
		二	百	千	金		争
		百	五	千	額		入
		十	四	千	で		札
		二	百	四	五		発
		億	十	億	兆		行
		七	千	千	二		「
		千	八	千	千		と
		八	百	千	四		い
		百	十	千	十		う
		十	三	十	六		。」
					億		非
					七		

申込みの応募額を割り当てる。各
 国債市場特別参加者ごとの
 応募額を順次割り
 当てる。

千円
 金額で五兆二千四百十六億七
 千七百五十三億円

五兆二千四百十四億二千八百二十
 万七千七百四十二億七千八百十三

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平。成二十六年七月十四日	額九銭二厘以上のそれぞれ九十九円九	額九銭五厘四毛につき九十九円九	十	国債市場	特別参加	者・第I	非価格競	争入札発	行	償還期限	十二	償還金額	十三	元金支払額	十四	場所参加	十五	入札参加	者	十六	払込期日
九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平。成二十六年七月十四日	額九銭二厘以上のそれぞれ九十九円九	額九銭五厘四毛につき九十九円九	十	国債市場	特別参加	者・第I	非価格競	争入札発	行	償還期限	十二	償還金額	十三	元金支払額	十四	場所参加	十五	入札参加	者	十六	払込期日